

スマート林業推進事業実施要領

令和 6 年 5 月 23 日 林第 106 号 制定
令和 7 年 5 月 22 日 一部 改正

本事業の実施に当たっては、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び「ICT 活用ソフト等導入推進事業実施要領」（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整計第 840 号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）並びに新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領（以下「県実施要領」）に定めるところによる。

第 1 事業目的

自然状況等に左右され収穫まで超長期を有する林業特有の課題を克服するため、デジタル情報や ICT により森林管理や生産管理を行うスマート林業を推進し、生産性・安全性等を飛躍的に向上させる必要がある。

このため、本事業は、ICT 機器の活用等により効率的な森林管理や生産管理の実現に資する取組等を支援する。

第 2 事業内容等

事業内容は次のとおりとし、その実施基準及び補助対象経費は国実施要領別紙 1 の 2 及び別紙 2 によるもののほか、県実施要領別表のとおりとする。

(1) 路網線形設計支援ソフト整備

効率的な路網整備の推進を目的とした、レーザ計測データを活用し、効率的な路網線形の設計を支援するソフトウェアの導入を支援する。

(2) ICT 生産管理ソフト等整備

林業における森林資源管理・木材生産管理の効率化に向けて、ICT 生産管理を行うためのソフトウェア並びに林内測位・通信機器の導入及びソフトウェア・機器の技術カスタマイズや操作研修を支援する。

第 3 事業実施主体

事業実施主体は、県交付要綱別表の I-2 のとおりとする。

第 4 事業計画の作成等

1 事業計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、様式 1 号により事業計画を作成し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画の承認

地域振興局長等は、事業実施主体から提出のあった事業計画書を審査し、適切であると認められるときは知事に進達するものとする。

知事は、提出された事業計画について、その内容を審査し、適切であると認められる場合にはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。

3 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、県交付要綱別表の「重要な変更」欄に掲げる事項に該当する場合とし、事業計画の変更手続きについては、様式2号の事業計画変更承認申請書により行うものとし、2の規定を準用するものとする。

第5 活用状況等の報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌々年度末時点における第2に係るソフトウェア及び林内測位・通信機器の活用状況等について、様式3号により地域振興局長等を経由して、その翌年度の6月末までに知事に報告するものとする。

第6 交付決定前着手

本事業の着手は、原則として、県からの交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、その具体的な理由を付して、様式4号により地域振興局長等へ提出するものとする。

第7 事業の推進体制

- 1 知事は、事業実施主体に対して、事業実施に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて指導、助言等を行う。
- 2 事業実施主体は、事業目的の達成に務め、本事業を円滑かつ効果的に実施するとともに、本事業により導入したソフトウェア及び林内測位・通信機器については、事業実施後は善良な管理を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月22日から施行する。

別表

事業採択基準

区分	採択基準
路網線形設計支援ソフト整備	<p>① 照射密度が1平方メートル当たり4点以上の航空レーザ測量等のデータを確保することが可能であること。 なお、事業実施主体は、使用するレーザ計測データを県へ提供すること。</p> <p>② 路網線形設計支援ソフトを活用し、事業実施の翌年度末までに路網計画資料等の作成又は路網整備を実施すること。</p> <p>③ 県が主催するスマート林業の普及に関する研修会等において、路網線形設計支援ソフトの活用にあたっての工夫や成果、改善点等を報告するなど、路網整備の省力化に向けた技術の定着・普及に協力すること。</p>
ICT 生産管理ソフト等整備	<p>① ICT 生産管理ソフト等を活用し、事業実施の翌年度末までに森林所有者に対する施業提案等を実施すること。</p> <p>② 県が主催するスマート林業の普及に関する研修会等において、ICT 生産管理ソフト等の活用にあたっての工夫や成果、改善点等を報告するなど、ICT 生産管理技術の定着・普及に協力すること。</p>

様式1号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

年度 スマート林業推進事業に係る事業計画書の提出について

年度スマート林業推進事業を実施したいので、スマート林業推進事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

1 事業計画書 別紙のとおり

年度 スマート林業推進事業
事業計画書

事業実施主体	
--------	--

1 事業内容

事業区分	事業種目	ソフト ウェアと 連携させ る機器・ 研修等 ※1	事業費 (A+B+C) (円) ※2	内訳 (円)			ライセンス 期間(年) ※3	一年当たりの 費用 (円)	メーカー及び 機器・ソフト名 ※2	備考 ※4
				県補助金 (A)	市町村補助金 (B)	その他 (C)				
路網線形設計支援ソフト整備	路網線形設計支援ソフト									
ICT生産管理ソフト等整備※5	施業提案ソフト									
	木材検収ソフト									
	日報管理ソフト									
	A 林内測位機器									
	B 林内通信機器									
	C 技術カスタマイズ									
	D 操作研修									
計										

※1 林内測位機器や林内通信機器の購入、技術カスタマイズ、操作研修を併せて実施する場合は、連携させるソフトの欄にA~Dを記載すること。
 ※2 見積書、カタログ及び当該ソフト等選定理由書を添付すること。
 ※3 ライセンス期間については補助の対象期間を記載すること。買い切りのソフトや機器の購入の場合は”無期限”と記載すること。
 ※4 路網線形設計支援ソフトを導入する場合は、レーザ計測データの入手方法及び県への提供の可否について記載すること。
 ※5 ICT生産管理ソフトを導入する場合は、別紙2を添付すること。

2 ソフトウェア等の活用計画

事項	内容
導入の目的	
使用方法	
ソフトウェアと機器（通信・測位機器）のデータ連携の方法・効果（該当する場合のみ記載）	
技術カスタマイズ・操作研修の実施目的・具体的な内容（該当する場合のみ記載）	

3 ソフト等導入による効率化・省力化の指標

指標※1	導入前 (年度)	導入後※2 (年度)

※1 導入したソフトウェア等の活用場面において測定可能であり、定量的に評価可能な指標を設定すること。
 ※2 事業実施年度の翌々年度末時点

年度 ICT生産管理ソフト等整備 ソフトウェア仕様等確認票

事業実施主体	
商品名	

導入予定のICT生産管理ソフトが以下の各項目を満たしている場合には○を、一部満たしている場合には△を、満たしていない又は非該当の場合は－を、チェック欄に記載すること。

本事業は「ICT林業生産管理システム標準仕様書（アプリ編）」に準拠したソフトウェアの導入支援となるため、原則として、導入するソフトウェアは、本確認表の項目欄に「必須」と記載された基本仕様の項目を満たすものであること。

区分	No.	項目	チェック
施業提案ソフト	1	必須 施業提案を行うことができる機能を有する。 【具体例】 ・ 施業計画の内容・効果の表示により、所有者等への説明が可能 ・ 施業内容の変更に合わせて、施業計画の再検討が可能	
	2	必須 森林の現状を表示できる機能を有する。 【具体例】 ・ 施業予定の森林について、所有者、場所（地番・林小班等）の表示、位置図での表示、写真（又は動画）での現況の表示が可能 ・ 標準地調査の結果の表示が可能	
	3	必須 データの保存・共有ができる機能を有する。 【具体例】 ・ データの入力・出力、修正、保存、デバイス内保存が可能 ・ オフライン下でも上記のデータ処理が可能 ・ データの共有（メール送信、デバイス-PC接続、クラウド経由等）が可能	
	4	施業の見積ができる機能を有する。 【具体例】 ・ 簡易な見積書の作成が可能 ・ 施業内容の変更に合わせて、見積内容の再計算が可能	
	5	GPSで取得した位置情報を入力できる機能を有する。	
	6	航空レーザ計測・解析データを元にした森林資源情報を表示できる機能を有する。	
	7	GIS機能を有し、森林の位置情報の表示等が可能である。	
木材検収ソフト	8	必須 検知場所・入出荷先等の情報を入力できる機能を有する。 【具体例】 ・ 検知の年月日・場所・検知者の表示、検知する丸太のロット（櫃）について出材者・納品先・ロット番号の表示・入力が可能	
	9	必須 丸太情報を入力できる機能を有する。 【具体例】 ・ 樹種、品等、用途、材積、材長、径級、本数の表示、入力が可能 ・ ロット別・径級別の本数の表示が可能	
	10	必須 末口二乗法及び2cm括約による材積計算に対応している。	
	11	必須 データの保存・共有ができる機能を有する。 【具体例】 ・ データの入力・出力、修正、保存、デバイス内保存が可能 ・ オフライン下でも上記のデータ処理が可能 ・ データの共有（メール送信、デバイス-PC接続、クラウド経由等）が可能	
	12	必須 <画像の認識により単木の測定を行う方式の場合> 画像を認識し、丸太の径級の測定ができる機能を有する。 【具体例】 ・ 画像の撮影・保存、基準値（基準径級・基準線）による補正が可能 ・ ロットの撮影による単木の認識により、径級の測定結果の表示が可能 ・ 材長の設定、認識した木口（位置・大きさ）・径級の修正が可能	
	13	必須 <画像の認識により層積での測定を行う方式の場合> 層積での画像検知ができる機能を有する。 【具体例】 ・ 層積範囲の修正（手動又は自動）が可能	

	14	必須	<作業員が測定した数値を、タップ入力又は音声入力により記録する方式の場合> タップ入力又は音声入力ができる機能を有する。	
	15		G P S で取得した位置情報を入力できる機能を有する。	
	16		皮なし最小径を計測できる機能を有する。	
日報管理ソフト	17	必須	作業員・場所等を入力できる機能を有する。 【具体例】 ・ 作業員、現場名、日付の表示・入力が可能	
	18	必須	勤怠情報を入力できる機能を有する。 【具体例】 ・ 出勤・退勤時刻、勤怠（出勤・休暇等の種別）の入力が可能	
	19	必須	作業内容を入力できる機能を有する。 【具体例】 ・ 作業種、合計作業時間の入力が可能	
	20	必須	データの保存・共有ができる機能を有する。 【具体例】 ・ データの入力・出力、修正、保存、デバイス内保存が可能 ・ オフライン下でも上記のデータ処理が可能 ・ データの共有（メール送信、デバイス-PC接続、クラウド経由等）が可能	
	21		勤怠情報を集計できる機能を有する。 【具体例】 ・ 勤怠情報の集計、出勤簿の帳票出力が可能	
	22		G P S で取得した位置情報を入力できる機能を有する。	
	23		作業量・作業機械の情報を入力できる機能を有する。 【具体例】 ・ 作業量（出材量・作業道作設量等）、機械情報（種別・作業時間・給油量等）の入力が可能	
	24		生産性の分析・集計ができる機能を有する。 【具体例】 ・ 労働投下量、作業班・機械の生産性の集計・分析が可能	

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

年度 スマート林業推進事業
計画変更承認申請書

年 月 日付け林第 号をもって事業計画の承認の通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、スマート林業推進事業実施要領第4の3の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

- (注) (1) 事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
- (2) 変更事業計画書のうち、数量や事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。

様式3号

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

年度 スマート林業推進事業に係るソフトウェア等の活用状況の報告について

スマート林業推進事業実施要領第5の規定に基づき、本事業により導入したソフトウェア等の活用状況を別紙のとおり報告します。

別紙

スマート林業推進事業に係るソフトウェア等活用状況報告書

事業実施年度	
--------	--

活用状況の概要

事業実施主体	区分	導入ソフトウェア・導入機器	活用状況の概要※1	ソフト等導入前後の効率化・省力化等の状況		
				指標※2	導入前 (年度)	導入後※3 (年度)
	路網線形設計支援ソフト整備					
	ICT生産管理ソフト等整備					

※1 定性的に評価できる事項について記載すること。

※2 導入したソフトウェア等の活用場面において測定可能であり、定量的に評価可能な指標を設定すること。

※3 事業実施年度の翌々年度末時点

様式4号

番 号
年 月 日

地域機関の長 様

申 請 者
住 所
氏名(名称)

年度 スマート林業推進事業交付決定前着手届

スマート林業推進事業実施要領第6の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業の概要

(1) 事業内容及び事業量

(2) 事業費

2 交付決定前の着手を必要とする理由

3 着手予定年月日

4 完了予定年月日

(別記条件)

1 対象事業として決定されない場合は自力事業とする。

2 決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体の負担とする。